

令和4年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和4年7月22日（金）午後2時から午後4時15分まで

2 開催場所

岩手県公会堂 26号室

3 出席者

(1) 委員（6名出席）

望月 敦允 委員長、阿部 瑛子 委員、田村 賢一 委員、松林 由里子 委員、吉田 敏恵 委員、
雷 哲也 委員

(2) 県側出席者

（出納局）木村会計管理者兼出納局長、宮副局長兼総務課総括課長、安倍特命参事兼入札課長

（県土整備部）根城建設技術振興課主任主査

（医療局）青木総務担当課長

（企業局）菊地予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

（木村会計管理者兼出納局長）

皆様こんにちは。出納局長の木村と申します。

令和4年度第1回、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中ではございますが、お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

昨年度の委員改選におきまして、委員への就任をお願い申し上げましたところ、御快諾を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

当委員会は知事の附属機関として平成15年7月に設置したものでございます。

県営建設工事の入札及び契約手続きに関し、透明性を高め公正な競争を確保するため、制度の運用状況及び改善に関する事等について、定期的に委員の皆様から御審議をいただいているものでございます。

本日の委員会では、前回2月に、新型コロナウイルス感染拡大による開催中止のため審議を見合わせた分も含みます令和3年度の契約工事等について御審議をいただきます。

最近の県営建設工事の発注や入札状況等についてでございますけれども、東日本大震災発災以降、年間を通じた契約額ベースでは、震災復旧復興工事がその他の工事の契約額を上回って推移していたところがございますが、平成29年度からは逆転し、令和3年度までに、全体に占める震災復旧復興工

事の割合は大幅に減少しているところでございます。

また、入札不調につきましては平成25年、26年度をピークといたしまして、その後減少と増加を繰り返して参りましたが、令和元年度以降は減少傾向にあるところでございます。

今後とも入札動向を注視し、関係部局等と連携しながら、適切な制度の運用に努めて参りたいと考えております。

本日の審議の中で委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、今後の取り組みに生かして参りたいと考えております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

6 議事

(1) 委員長の互選について

委員改選後初めての委員会のため、委員長が選任されるまでの間、宮副局長兼総務課総括課長が暫時進行した。

(宮副局長兼総務課総括課長)

それでは早速ですが議事の(1)の委員長の互選についてお諮りいたします。

なお、各委員のお手元に例規集がございます。例規集の見出し27番に、当委員会の条例を掲載しておりますので、適宜ご覧いただきたいと思います。

では条例第4条第1項の規定により、委員長は、委員の互選によることとされております。

当委員会では、これまで委員からの指名推薦により行っておりますが、今回も同様の取り扱いとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。

それでは、どなたか御推薦はございますか。

(雷委員、挙手)

雷委員、お願いします。

【雷委員】

法律の専門家であり、すぐれた判断能力を備えている、望月弁護士がふさわしいと思います。

(宮副局長兼総務課総括課長)

ありがとうございます。

ただいま雷委員から、望月委員を推薦するとの御発言がございましたが、他にございますか。

(発言なし)

それでは、雷委員からご推薦のとおり、望月委員を委員長に選任することについて、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

御異議なしとのことでございますので、委員長は望月委員にお願いいたします。

それでは、条例第4条第2項の規定により、委員長が会議の議長となりますので、望月委員長には議長席にお移りいただき、御挨拶を頂戴したいと思います。

【望月委員長】

はじめまして、岩手弁護士会の望月です。よろしくお願ひします。

若輩の身で大変に恐縮ではありますが、私の方で対応させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(宮副局長兼総務課総括課長)

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、望月委員長にお願ひいたします。

なお、木村出納局長は、ここで所用により退席させていただきますので、御了承願ひします。

(木村出納局長退席)

(2) 職務代理者の指名について

【望月委員長】

議事(2)の職務代理者の指名についてですが、条例第4条第3項の規定に基づき、委員長の職務代理者を指名したいと思ひます。

職務代理者には田村委員を指名します。

(3) 部会員の指名について

【望月委員長】

議事(3)の部会員の指名についてですが、条例第6条の規定に基づき、当委員会には、「苦情調査審議部会」と、「談合等調査審議部会」を設置しております。

部会員につきましては、同条第2項の規定により、委員長が指名することとされております。

部会員の案を事務局の方で配付していただきます。

資料に記載のとおり指名します。

事案が生じた場合の開催ですので、よろしくお願ひいたします。

(4) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

[事務局から説明]

ア 入札方式別発注工事の状況について(資料No. 1～4)

イ 指名停止等の措置状況について(資料No. 5)

[質疑等]

【吉田委員】

2点ほど質問させてもらっていいでしょうか。

先ほどの低入札落札が何%という率を御説明いただきましたが、これは低いほどいいものなのか、ある程度の幅の中でやられるのが理想なのか、パーセントへのコメントというか、許容範囲であるのかなど、どういう基準で見たらいいのかがわからなかったもので、そこを教えていただきたいのが1点。

2点目ですが、資料No.5-1の指名停止の措置のことで御説明がありましたが、これは国内で違反があった場合、岩手県ではこの業者さんには指名しませんということなんですが、こういった措置はどの県でも行うものなんですか。

つまり、全国で事件や違反を起こすと、一斉にどの県もここには指名しないという措置なのか、それとも岩手県がこういう措置をするのか教えていただければと思ひます。

(事務局)

建設業者は、災害時の地域の守り手として重要だということが、震災以降言われておりますが、最近、国が進めている考え方に基きますと、建設業の担い手確保とか働き方改革を進めるにあたり、ダンピング受注が支障になるということが言われており、国では、賃上げとか適正な利潤確保というところで、低入札対策の更なる強化を進めるように言ってきております。

そういう意味から考えますと、低入札落札が少なければ、国が進めている考え方に外れていないということになるのだらうなと思います。

ただ、低入札落札は減っていますが、平均落札率は横ばいという説明をいたしました。これは、ダンピング対策で低入札にならないように業者は入札をしていますが、仕事が減っていますので、低入札にならない調査基準価格のぎりぎりのところで、落札を狙いにきているため、落札率自体はあまり上がっていないということだと思います。

指名停止につきましては、国の「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」（中央公契連）というのがあり、そちらで指名停止措置要領のモデルを用意しております。このモデルを参考に、国、都道府県、市町村がそれぞれ措置基準等を定めているため、実際の運用にあたっては、多少の幅がございます。

内容によりますが、例えば談合などの違反の場合には、ほとんどの自治体で指名停止になると考えていいかと思いますが、期間に関しては多少違いがある場合はあります。

それ以外の事故とか、契約違反とかの部分に関しますと、それぞれの自治体で差はあるかと思えます。

指名停止は、自治体ごとに措置基準に該当するかどうかを判断しますので、必ずしも全部が一斉に指名停止ということにはなっておりません。

※入札制度の概要について

[事務局から説明]

県営建設工事の入札制度・総合評価落札方式条件付一般競争入札の概要〔資料No.6〕

(7) 総合評価落札方式の評価項目等の見直しについて〔資料No.14〕

(8) 低入札価格調査基準価格の見直しについて〔資料No.15〕

[質疑等]

【田村委員】

資料No.14の無償奉仕活動の実績ですが、この無償奉仕活動って、どういった定義になってますか。
(事務局)

お配りしております例規集の11-27ページをお開きください。

ゴシックで書いている無償奉仕活動の実績に記載があり、①無償奉仕活動の実績は、以下の活動への人的支援の実績がある場合、評価の対象としますと記載があります。

例えば道路、河川、海岸、ダム、公園、水路、ため池の清掃活動とか、就業体験学習（インターンシップ）の支援とか、高等学校・専門学校の実習授業への講師派遣とか、いろいろなものがございます。

この無償奉仕活動の中には、清掃活動ですので、ごみ拾いも含まれており、そういったごみ拾いを年4回やったものと、会社として冬場期間、除雪のために体制を整えてやっているものが同じ点数になっていたため、維持修繕業務や除雪をより評価してほしいとの強い要望が出ていたものでございます。

【田村委員】

ちょっと理解できないのは、対象となるものと評価対象外となる事例で、なんでこれが違うのかというのは、国が決めたものをそのまま使ってるのであればしょうがないかもしれませんが、今、空き家問題が結構出てる中で、民家の除雪も道路の維持管理とかに関しては必要になる場合もございますでしょうし、下水道施設は社会インフラの整備のために必要な部分もございますでしょうし、そういったものと、道路や河川と分けるというのは、なぜこう分けられたのかその辺の理由は説明できますか。

(事務局)

対象、対象外につきましては業界からもかなり要望があり、こういうのも入れて欲しいとか要望があるようですが、第三者からの証明が得やすいもの、得にくいものがあるようで、これを基準にしていると聞いております。

【田村委員】

第三者的な証明というお話ございましたけども、その第三者とは誰ですか。

(事務局)

公的などところで線引きをしていると伺っております。

【田村委員】

評価外の民家の除雪は、市町村からの要請があれば市町村からの証明を得られるので、それを評価外となると説明がつかなくなってくると思うんです。

基準が、理屈に離れているか論理矛盾が生じるような内容になってございますので、これはぜひ見直しをしていただく必要があるかなというふうに思いました。

もう一つ、これは要請ですけども、このコロナ拡大下においては奉仕活動をやるのが社会悪になることもありますので、そういった範囲におけるやってもいいけどクラスター発生したら、それは加点していいのか、逆にマイナスではないかということもございますので、そういった部分の追加の検討もぜひよろしくお願いします。

(事務局)

技術提案評価項目につきましては、先ほど申し上げました建設業地域懇談会といたしまして、業界との懇談会で意見等をかなりいただいているところでございまして、評価項目につきましても、追加とか見直しの意見はかなりいただいているようでございます。ただ、毎年毎年頻繁に改定すると、混乱するため、何年かに一度見直しをかけているようですので、その辺を含めて今後の検討とさせていただきますと思います。

【吉田委員】

同じ資料No.14の、今の地域精通度の件で、私はちょっと別の視点での要望です。

これ自体は、中央にお金が落ちるよりも地域の業者さんにお金がいって、経済がまわるということに寄与してると思うのでいいと思います。

私は県の地球温暖化防止県民会議の委員をしていますが、その中で産業界ができるだけCO2を減らす事業にもっともっと広がりを持たせなければという話をしています。地域貢献だとか無償奉仕も必要ですが、やはりリサイクル率が高いとか、持続性の高い事業をすること、昔は環境というのは、余裕のある業者がやったかもしれないけれども、今は、いろいろな効率のいい事業を進める意味でも、節電になったり、その事業自体も経費を浮かせることに繋がるので、決して余裕のあるところがやるのが環境活動ではなくなってきたということも考え

ると、もうちょっと環境にシフトした評価を、業者さんにもできればいいなと日頃から思っています。

何年後かにまた内容を見直すことがあれば、CO2削減に寄与するようなことを一生懸命やっている事業者さんに、点数が加点される評価基準をつけ足していただけたらいいなと思いました。

(事務局)

ただいま環境面での活動といった取組の評価についても、今後含めるようにというご意見でしたが、資料No.6-2の5ページをご覧ください。いただいた意見全てではないのですが、企業の施工能力の中の、「ウ 経営品質の取組」の中に4つ項目がございまして、いずれかの実績があれば評価しますということで、その中の2番目に「ISOの認証取得」とか、「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定とか、評価をするということを今も入れてはございますので、ただいまお話のあったCO2の削減ですとか、そういった意見があったということは伝えておきたいと思います。

【望月委員長】

私の方からも1点だけよろしいでしょうか。

資料No.6-2の総合評価落札方式の2ページ、加算方式という部分の価格評価点のところですが、聞き漏らしたかもしれませんが、これ大体マックスの数字で、10ぐらいのイメージでいいんですか。

(事務局)

先ほど調査基準価格の算定式の説明をいたしました、直接工事費0.97から始まって一般管理費の0.68まで、係数を掛けた金額が、工事規模とか工種により、予定価格に対する調査基準価格の割合というものが、同じ割合にならない仕組みになってございますので、多少幅があります。

なのでマックスが幾らというのは、はっきりとは申し上げにくいところではございます。

先ほど、平均的なところで大体0.9ぐらいということで事例を申し上げただけで、マックスで何点というのは、実際の工事の調査基準価格を見てみないことにはわからないというような仕組みです。

【望月委員長】

価格評価点は事案によって変動、技術評価点との割合の議論なんですけど、ちょっとここを検討してみないと何とも言えないっていうことになってきますか。

技術評価点は固定値なんですよ、30マックスの。そんなイメージで大丈夫ですか。

(事務局)

技術評価点は満点が何点ということで決まっています。

【望月委員長】

そうすると価格の方だけは大きく変動する可能性があって、それはケースバイケースなんだけれども、技術系に与える影響というのは、個々のケースで見ないと何とも言えないというようなイメージで大丈夫でしたか。

(事務局)

はい。

(5) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【望月委員長】

それでは、議事(5)抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。審議の対象となる工事について、今回は松林委員に抽出していただいておりますので、松林委員からご報告をお願いいたします。

ア 抽出工事一覧表(資料No.7)

【松林委員】

事務局から資料をいただいて、それをもとに1月18日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、期間が令和3年4月1日から令和3年9月30日までの、資料No.2-1、資料No.3-1、資料No.4-1の工事のうちから選定し、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から2件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出に当たりましては予定価格が比較的大きく落札率が高い、或いは低いものの中から、総合評価落札方式、価格競争方式、工事業種のバランスを考慮し抽出しました。

以上により、お手元の資料No.7のとおり、4件の工事を抽出しましたので報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

[担当部局から説明]

イ 都市計画道路荒瀬上田面線岩谷橋上部工(2期)工事(資料No.8)

[質疑等]

【雷委員】

実際入札に参加された業者さん1者で入札したということなので、競争が働いていないなんていうのは当然のことだろうと思うんですけど、見込みが13者あったにもかかわらず、1者しか応募していないという理由、何か技術的な縛りとか、特別な事情など、何かあったのかなとか予想されるんですけど、ご説明願います。

(二戸審査指導監)

委員御指摘の競争が働いていないのではというところでございますが、調査はしておりませんが、入札参加資格は県外業者も含めて13者程度あるんですけども、発注場所やスケールメリットなどを考えたり、あと工場の稼働状況とか、それぞれいろんな地区に工場を持っておりますので、そこを考慮して入札されます。今回、工事場所が二戸ということで、手を挙げていただいたのが1者ということになっております。

県外業者が入らなかった理由は、入札に参加していただいていないので、わかりませんが、この鋼橋の106メートルというのが大きいかということ、大きくないということもございまして、あと、先ほど説明しました1期、2期に分けたということでスケールメリットが大分減っていると、一つの桁しかないということで。

難易度的にも、もうでき上がったところに接続しますので、かなり難しい工事になります。既に落ち着いてるものに対して弓型に作って、その上にコンクリートを載せて、沈めて、この同じ高さにするという、難易度の高い工事です。

この業者は1期工事をやった工事業者なので、それも可能かなということで手を挙げていただいたのかなという、ちょっと主観になりますが、そのように考えております。

【雷委員】

1期工事も1者だけだったんですか。

(二戸審査指導監)

1期工事は、2者手を挙げておりましたが、最終的には1者のみの入札になっております。

【雷委員】

わかりました。

これ橋脚の工事は別なのですね。

(二戸審査指導監)

橋脚工事は土木工事で別途発注しております。

[担当部局から説明]

ウ 早池峰ダム堰堤改良（取水放流設備機側操作盤更新ほか）工事（資料 No. 9）

[質疑等なし]

[担当部局から説明]

エ 農地中間管理機構関連農地整備事業曲田地区第1号工事（資料 No. 10）

[質疑等]

【望月委員長】

各業者さん5,680万円から5,700万円前後というところで、大分近似した値で入札していると思うんですが、設計金額が6,300万円で、行政の受け止めと、業者さんの受け止めにはずれがあるのかなというように見えます。それほど工事として珍しいものでもないと思うのですが、この価格の温度感が、行政と業者さんとで大分ずれのあるようなイメージですか。ミスマッチとっていいのかわからないんですが。

(一関審査指導監)

積算の価格設定につきましては、各業者・メーカーから見積もりを取った単価及び一定額以上、300万円以上の高額なものにつきましては、建設物価調査会にかけまして単価の確認をして、今回の積算価格を決定しているものでございます。

本工事以外でも過年度の同じようなポンプ施設の工事の結果を調べてみたんですが、落札率でいけばやはり90%ぐらいの率で落札されてる傾向があるという状況でございました。

【望月委員長】

岩手県は善良な企業が多い的な受け止めでいいのかわからないのですが、他県の業者が出てきたときに違う金額になってという話になると、何か利益を得られるはずの場所で、岩手県の企業は損をしている部分があるのかなと思うと、県の発展というところでそういうずれはあまり好ましくないのかなと個人的には感じた次第です。

【雷委員】

3ページの資格要件の技術者のところで、資格と経験は付さないということになってるんですが、これぐらいの規模だと、常識的に監理技術者等が必要になるような気もするんですけど、これは理由はどうしてでしょうか。

技術的なレベルの低い仕事だっていうことだったんでしょうか。

(事務局)

例規集の見出7番が条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準という例規になります。この14ページをご覧いただきたいのですが、別紙4で、施工実績要件及び技術者資格要件等の設定

基準というものを決めてございます。

この2番の、基本的な考え方の(1)、施工形態が単体である場合の要件の決め方があらかじめ定められておりまして、1億円未満のところを下に追っていきますと、技術者等の要件については、配置予定技術者資格、配置予定技術者施工経験、いずれにつきましても付さないとなっておりますので、今回のものは付さないこととなります。ただ、資格につきましてはあくまでも建設業法上、主任技術者になり得る資格は当然有するものを求めているものでございまして、経験だけを付さないということになります。

【田村委員】

今の資料の11ページから13ページ目まで見ますと、どの業者も合算額では条件を満たしていて、直接工事費に関してはどこがやってもそれほど変わらず全部合格になってるわけで、あと共通仮設費と現場管理費と一般管理費のこの振り分けを上手にやった業者が落札できて、振り分けが下手だったところが失格してるみたいな印象があります。これは決められたことですので変えられないと思いますが、全体として合格であれば、内部の振り分けはあまり問わないようにした方が行政の3E、有効性、経済性、効率性を考えるとよろしいと思うので、そういった観点での制度改正をしていただくと、より少ない予算で効果が得られるという行政の目的が達成できると思いますので、検討をよろしくお願いします。

(事務局)

ただいまのご意見ですが、税金を使って工事をするという点だけを考えれば、確かに安く上がるというのが理想ではあると思いますが、冒頭で制度の関係で説明をしましたように、今の国の進め方が、極端なダンピングを防止するという流れになってございまして、我々もそれに倣ったような制度を作っております。事前にこういう項目について、基準を下回れば失格になりますという周知をした上で入札を執行しておりますので、それに当てはまらないものに関しては失格とするという制度で運用しているということでございます。

【田村委員】

判定基準を明確にしてるわけじゃないですもんね。

要は、合計金額で見ればどこも失格にならないのに、その内訳で失格になるところが何者かあるので、これ考えたら何費に振り分けようがそれは各業者の判断になるので、そこのところまで細かく判定で合否を決める必要があるのかなという疑問です。

(事務局)

例規集の20番をお開きください。こちらに低入札価格調査制度に関する事務処理要領がございまして。この20-7からが業者向けに周知しております入札条件になります。

金額帯とかによって何パターンかに分かれておりまして、今回の工事は20-11ページ、予定価格5億円未満の工事がこの例に当てはまる入札条件でございまして。あらかじめ低入札価格調査制度による調査基準価格を設定していることをまず周知した上で、調査基準価格の算出方法はこうなっています、あと、失格基準価格を設定してそれに基づいた判定をします、数値的判断基準による判定をします、というようなことが書いてございます。後半の方には、低入札になった場合には契約上こういう制限がございまして、というようなものをあらかじめお知らせしている入札条件になります。

その2番の(2)の数値的判断による判定基準というものがございまして。

その①から④まで、直接工事費から一般管理費までそれぞれ設計額の何%を下回る場合には失格

としますというものをあらかじめ示しております。

何を直接工事費に入れるとかというものにつきましては、20-17 ページから 21 ページまでいろんなパターンを用意しまして、入札公告におきまして、判定基準の適用区分は何を使いますというのを、その都度明示してございます。

今回の工事につきましては、あらかじめ用意されたパターンに当てはまらない工事でしたので、先ほどの資料No.10 の 7 ページの別紙を入札公告に添付して、直接工事費から一般管理費の分類をこのようにしてやってくださいというのを示した上で入札をさせているということなので、これに従って分類していれば、適正な積算をしている業者であれば合格をするであろうというところがございます。

20-17 ページからの区分は、入札条件と一緒にホームページで公開しております。

【望月委員長】

制度がよくなるようにという田村委員の意見には理由もあると思いますし、他方で、制度上の制約があるという行政の立場も非常によくわかるところでして、ただ金額のところ、不手際のある業者も出るのもやむを得ないところがあって、できるだけ多くの方が参加できて適正な競争が維持できるような環境が整っていくのが望ましいことは間違いないと思うので、今日の意見は意見として、考慮できる場面で参考にしていただければと思う次第です。

【担当部局から説明】

オ 山岸一丁目地区急傾斜地崩壊対策（その2）工事（資料 No. 11）

【質疑等なし】

【望月委員長】

1 億 1,000 万円の随意契約だといろいろドキドキする部分はあるかなという印象が正直あるんですが、随意契約はトラブルの元になっているというのが弁護士目線での印象ですので、もちろん御配慮頂いてなさってると思うんですけども引き続きよろしくお願いします。

【望月委員長】

本日の抽出事案の審議についてはいろいろご発言いただいた部分があるかと思いますが、取り入れるところがあったら、適宜参考にしていただければと思います。

(6) 県営建設工事に係る入札の取りやめ状況及び落札率について

【事務局から説明】

ア 入札の取りやめ状況について（資料 No. 12）

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ（資料 No. 13）

【質疑等なし】

7 その他

（事務局）

望月委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございますが、2点ございます。

1点目は次回の委員会の日程についてでございます。

当委員会は、委員会運営規程により、原則として6ヶ月に1回、年2回開催することを基本としております。

したがって、次回開催は2月頃となりますことをご了承いただきたいと存じます。

また、審議対象工事を抽出する委員は、委員会事務処理要領によりお名前の50音順による輪番制としておりますが、1月に工事を抽出する際、順番では田村委員のところ、都合により松林委員が工事を抽出いたしましたので、次回の工事審議案件の抽出を田村委員にお願いすることとなりますのでよろしくお願い申し上げます。

2点目は、この後に開催する部会についてのご案内でございます。

苦情調査審議部会につきましてはこの部屋で、また談合等調査審議部会につきましては24号室に準備してございますので、お集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

8 閉会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。